



**あいち地震防災の日
11月12日(日)**

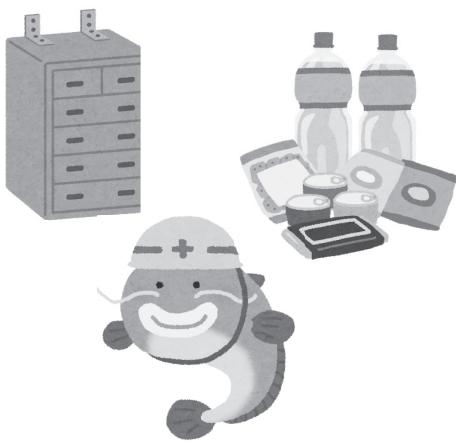
毎年11月の第2日曜日はあいち地震防災の日です。

家具の固定の状況、食料、飲料水、医薬品等の備蓄物資や防災用具、ブロック塀の点検、避難場所の位置および避難経路、災害時における家族間の連絡方法の確認などを実施しましょう。

問合せ先

役場 防災危機管理課

内線151・152



問合せ先 役場 防災危機管理課
内線151

- ・防災行政無線および戸別受信機からの放送
- ・町メールサービスによる配信
- ・防災行政無線および戸別受信機からの放送
- ・役場庁舎の館内放送
- （※）Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報をお、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

防災行政無線などによる緊急地震速報訓練および情報伝達訓練

- ① 地震・津波の発生時に備えた緊急地震速報の伝達訓練
 - ② 地震・津波や武力攻撃などの発生時に備えた情報伝達訓練を行います。
- この訓練は、全国瞬時警報システム（Jアラート※）を用いて行われます。

訓練実施日

- ① 11月2日(木)午前10時ごろ
② 11月15日(水)午前11時ごろ
※中止する場合は町メールサービスでお知らせします。

訓練内容

- ・防災行政無線および戸別受信機からの放送
- ・町メールサービスによる配信
- ・防災行政無線および戸別受信機からの放送
- ・役場庁舎の館内放送
- （※）Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報をお、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

木造住宅耐震化補助事業のご案内

昭和56年5月31日以前に着工した建物は、地震に対する安全性や耐震性が不足している可能性があります。町では、住宅の耐震診断・改修等に対して下表のとおり補助制度を設けています。いつ発生するか分からぬ大地震に備えて、ぜひご活用ください。

なお、全ての事業において、補助申請前に事業に着手すると補助の対象となりません。詳しくは、お問合せください。

問合せ先 役場 都市整備課 内線164

種類	対象	補助額
木造住宅無料耐震診断	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 ・在来軸組構法または伝統構法（枠組壁構法（ツーバイフォー等）・木造と鉄骨造などの混構造・鉄骨造・コンクリート造は除く） ・2階建て以下の戸建、長屋、併用住宅および共同住宅（借家を含む） ・現に人が住んでいる住宅 	無料
木造住宅耐震改修	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断の結果、判定値1.0未満（地震で倒壊する危険性が高い）と診断された木造住宅について、判定値1.0以上に補強する耐震改修工事であること 	費用の80%の額（上限120万円）
耐震シェルター整備	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断の結果、判定値0.4未満であること ・申請年の年度末時点で年齢が65歳以上の方または身体障害者手帳等の交付を受けた方が居住していること 	費用の2分の1の額（上限20万円）
木造住宅除却（解体）	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断の結果、判定値1.0未満であること 	費用の3分の2の額（上限20万円）